



個人情報の漏洩時における 委託元企業の責任

子供用の教育教材を販売するA社は、子供の氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名などの顧客情報を取得し、それらの情報を管理するため、外部のZ社に委託していました。ところが、Z社の従業員が顧客情報を自身のスマートフォンを使って持ち出し、名簿業者に販売したため、子供と保護者の個人情報外部に漏洩しました。

(東京高等裁判所2019年6月27日判決参照)

1、委託先の個人情報の漏洩と委託元の責任
(1) A社の責任は？
個人情報保護法22条には「事

業者は個人情報をデータベース化した「個人データ」の取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」と定められています。

したがって、個人情報が委託先の従業員から持ち出された場合であっても委託元が責任を負うことがあります。

(2) 必要かつ適切な監督とは？
委託元が委託先や再委託先に對して行う「必要かつ適切な監督」について、「経済産業分野ガイドライン」では、①安全管理

理措置を合理的に評価して選定する、②安全管理措置について定めた契約を締結する、③情報の取扱い状況を適切に把握することを求めています。参考にしてください。

2、Z社のセキュリティ対策
Z社のセキュリティ対策がそもそも尽くされていなかったについ



ては、外部への持ち出し方法があらかじめ予見可能でその危険を防止することが可能であったかどうかを検討しなければなりません。例えば、情報セキュリティの専門家でなければ行うことができないような方法への対策までも求められるものではありませんが、漏洩当時に一般的な知られていた情報のやり取りの方法であるならば、それを防

止するセキュリティを導入するなど必要な対策として求められます。

参照裁判例では、従業員がスマートフォンに市販のUSBケーブルで接続したところ、外部記憶媒体として認識され、業務用パソコンからスマートフォンにファイルを移動することができると知ったことから、その方法によってスマートフォンに顧客情報を持ち出しました。当時のガイドラインの中には、外部記憶媒体をパソコン等に接続する方法による情報漏洩のリスクが指摘されていたので、通常想定できないような特別な知識や技術がなくても行える方法でした。

スマートフォンをUSBケーブルでパソコンと接続してデータのやり取りをすることから、Z社が持ち出しの制御対策を十分にとっていないと判断されました。

3、A社の監督責任は？
A社がZ社に対して持ち出し防止措置を講じているかどうかを確認するために、セキュリティソフトの設定状況について適切に報告を求めているればセキュ

リティ対策が不十分なことを知って改善を指示することができ、そのような報告を求め、指示をすることに特別な負担が生ずるわけではないと判断し、監督を行っていないことに過失があるとなりました。

【裁判例から見る対応策】

個人情報の管理を外部に委託する場合には、委託先のセキュリティ対策についてセキュリティソフトの更新などの設定状況、セキュリティ対策に対する評価について報告を求めおくことが必要です。

【精神的損害に対する慰謝料】

裁判例では、個人情報が漏洩したことに對する不快感は抽象的なものであるが、不安感を感じさせるものであり、自分の個人情報が適切に管理されるであろうとの期待を裏切られるものとして、実害が発生したことがないことから精神的損害に対する慰謝料を20000円としました。

(成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝